第1回第10採択地区教科用図書採択協議会 議事録

開催年月日	平成29年4月21日(金)		
開催場所	ふじみ野市「ゆめぽると」		
開催時間	14:00 ~ 16:00		
教育委員会		出 席 者	
富士見市	山口 武士 教育長	小野寺 巧 教育長職務代	理者
坂戸市	安齊 敏雄 教育長	小川 一信 教育長職務代	理者
鶴ヶ島市	(浅子 藤郎 教育長) 欠席	石澤 良浩 教育長職務代	理者
ふじみ野市	朝倉 孝 教育長	富田 信太郎 教育長職務代	理者
三芳町	古川 慶子 教育長	松本 薫 教育長職務代	理者
毛呂山町	粟田 博 教育長	村本 洋 教育長職務代	理者
越生町	吉澤 勝 教育長	浅見 登 教育長職務代	理者
		事務局	
		学校教育管理監	朝倉 美由紀
		学校教育課長	榎本 崇
		指導主事兼指導係長	清水 篤史
		指導主事	須藤 大二朗

会 議 議事録

第10採択地区教科用図書	(司会)ふじみ野市教育委員会学校教育課長 榎本 崇
採択協議会	(出席者)上記
第1回採択協議会	
	(司会)
1 開 会	ただ今より、第10採択地区教科用図書採択協議会 第1回採択協議会を開催いたします。私は、会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます ふじみ野市教育委員会 学校教育課長 榎本と申します。どうぞよろしくお願い 申し上げます。
	このあとは、着座にて失礼させていただきます。 なお、本会議は議事録を作成いたしますので、録音をさせていただきますことをあらかじめ御承知おきいただきますようお願い申し上げます。
2 あいさつ	(司会) でははじめに、本市教育長 朝倉 孝より、ごあいさつを申し上げます。 (ふじみ野市教育委員会 朝倉 孝 教育長) 改めまして、皆様、こんにちは。
	本日は、ふじみ野市までお越しいただきまして、まことにありがと うございます。本日は公務御多用の中、第1回第10採択地区教科用

図書採択協議会に、ご出席をいただきありがとうございます。本市教育委員会が事務局でございますので、僭越ながら最初にごあいさつをさせていただきます。

皆様には、日頃より、各市町の教育活動のより一層の充実のために、ご尽力いただいておりますこと改めまして、感謝申し上げたいと思います。

さて、昨今、教科書をめぐる様々な課題がある中で、世間の関心が 高まっておる状況に加え、「道徳の教科化」という大きな変化を迎 え、一層の注目を集めておるところでございます。

このような背景の中で、第10採択地区の市町教育委員会が協力して、教育活動の根本ともいえる教科用図書採択事務の運営に関し、今まで以上に公正・公平でかつ慎重な協議を行わなければなりません。

本日の第10採択地区教科用図書採択協議会が円滑に進行しますことをお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

3 第10採択地区教 科用図書採択協議会委 員名簿について

(司会)

次に、第10採択地区教科用図書採択協議会委員につきまして、私よりご紹介をさせていただきます。

富士見市教育委員会 山口 武士

教育長 (やまぐち たけし)様

同教育長職務代理者 小野寺 巧

(おのでら たくみ)様

坂戸市教育委員会 安齊 敏雄

教育長 (あんざい としお)様

同教育長職務代理者 小川 一信

(おがわ かずのぶ)様

鶴ヶ島市教育委員会 浅子 藤郎

教育長 (あさこ ふじお)様

本日は欠席でございますので、教育部参事 横山武仁 (よこやま たけひと)様に代理でお越しいただいております。

同教育長職務代理者 石澤 良浩

(いしざわ よしひろ)様

三芳町教育委員会 古川 慶子

教育長 (ふるかわ けいこ)様

同教育長職務代理者 松本 薫

(まつもと かおる)様

毛呂山町教育委員会 粟田 博

教育長 (あわた ひろし)様

同教育長職務代理者 村本 洋

(むらもと ひろし)様

越生町教育委員会 吉澤 勝

教育長 (よしざわ まさる)様

同教育長職務代理者 浅見 登

(あさみ のぼる)様

ふじみ野市教育委員会教育長

朝倉 孝(あさくら たかし)様

同教育長職務代理者

冨田 信太郎(とみた しんたろう)様

以上でございます。

4 協議1

第10採択地区教 科用図書採択協議会 要綱について

(司会)

それでは協議に入りたいと思います。

協議1 第10採択地区教科用図書採択協議会要綱についてです。 お手持ちの資料を基に、事務局より提案をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。

それでは、資料 3ページをご覧ください。第10採択地区教科用図書採択協議会要綱(案)について、まずは第1条~第8条まで読み上げさせていただきます。

第10採択地区教科用図書採択協議会要綱(案)

(協議会の趣旨)

第1条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第13条及び埼玉県教科用図書採択地区の設定(平成 25 年教委告示第 41 号)に基づき、第10採択地区内の地域である富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町及び越生町(以下「第10採択地区」という。)の教科用図書採択について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置)

第2条 第10採択地区に第10採択地区教科用図書採択協議会(以下「協議会」 という。)を設置する。

(協議会の所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、第10採択地区内の市町立小・中学校において使用する教科用図書の採択について協議するものとする。

(協議会の事務局)

第4条 協議会の事務局は、第10採択地区内教育委員会事務局内に置く。 (協議会の構成)

第5条 協議会は、委員14人をもって組織し、採択地区内の教育長及び教育委員会委員の代表1名を委員として構成する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、採択地区内の全ての教育委員会が参加し、かつ委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。
- 5 協議会に事務担当者を置き、会長が委嘱する。 (専門員)

第8条 協議会に、教科用図書の調査研究を行う専門員を置く。

- 2 専門員は、採択地区内の学校の校長、教頭、主幹教諭又は教諭のうちから 充てるものとし、教科ごと(ただし、書写、道徳を加える。)に4名以上10名以 下(うち、校長又は教頭1名を含む。)とする。
- 3 専門員は、協議会で協議の上、会長が委嘱する。
- 4 専門員の選任に当たっては、適任者を得られるよう努めるとともに、公正を期するものとする。
- 5 専門員は、県教育委員会から示された教科用図書選定のための資料等に 基づき調査研究し、研究結果を協議会に報告する。

変更箇所については、第2条の平成27年度を削除し、第3条に小を付け加え、第4条に第10採択地区内を追加しふじみ野市を削除、第8条に道徳を加えました。

なお、第8条につきましては、現行学習指導要領に対応するために加えましたが、新しい学習指導要領の状況によっては来年度以降改訂が必要となる可能性がございます。資料の赤字となっている箇所が変更点でございます。 よろしくお願いいたします。

(司会)

ただいま、事務局から第1条、協議会の趣旨。第2条、協議会の設置。第3条、協議会の所掌事務。第4条、協議会の事務局。第5条、協議会の構成。第6条、会長及び副会長。第7条、会議。第8条、専門員について、説明がありました。

このことにつきまして、なにかご意見等はありますか。

(委員) (特になし)

(司会)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、要綱の第1条から第8条について、皆様方の承認をいただきました。それでは、残りの要綱第9条から第16条及び附則までの説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

続きまして、4ページをご覧ください。

第9条 協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、校長からその学校における教科用図書研究の結果についての報告を求めるものとする。

(保護者等の意見・感想等の聴取)

第10条 協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、教科書展示会における保護者等の教科用図書に対する意見・感想等を求めるものとする。

(協議会の公開)

第11条 協議会は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で 議決したときは、非公開とすることができる。

(選定方法)

第12条 教科用図書の選定は、第8条第5項の報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定資料並びに、第9条及び第10条の報告等を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれ ぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教 科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教 科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長 がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第13条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく採択地区内の教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(議事録及び協議会資料の公表)

第14条 協議会の議事録及び資料については、遅滞なく公表する。 (予算)

第15条 協議会に要する経費は、採択地区内教育委員会の負担とする。 (雑則)

第16条 要綱の改定、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

変更箇所につきましては、第16条の雑則を新たに付け加えたこと、この要綱の失効を削除いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ただいま、事務局から第9条、学校における研究結果の聴取。第10条、保護者等の意見・感想等の聴取。第11条、協議会の公開。第12条、選定方法。第13条、選定した教科用図書の通知。第14条、議事録及び協議会資料の公表。第15条、予算、第16条、雑則、付則について説明がありましたが、ご意見等はございますでしょうか。

(委員) (特になし)

(司会)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

たいへん申し訳ありません。協議の途中でございますが、1点確認を司会のほうからさせていただきたいと思います。

本日、鶴ヶ島市の参事におかれましては、代理ということのため、決議には加わらないという確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(委員) (特になし)

(司会)

ありがとうございます。

それでは、戻りまして、今説明のありました第9条から第15条、それと附則について承認をされました。よろしいでしょうか。

(委員) (特になし)

(司会)

ありがとうございます。

これで、「第 10 採択地区教科用図書採択協議会要綱」は、提案通りに承認をされました。 資料の第10採択地区教科用図書採択協議会要綱について(案)の案の字を消してください。

(2)協議2

第10採択地区教 科用図書採択協議会 正副会長の選出につ いて

(司会)

続きまして、協議2 会長・副会長の選出を行います。選出方法につきまして、事務局よりご説明いたします。

(事務局)

要綱第6条で、会長及び副会長につきましては、互選となっておりますが、委員の皆様からご提案はございますか。

(委員)

一任します。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、事務局案といたしまして、会長にふじみ野市教育委員会 朝倉 孝 教育長、副会長に鶴ヶ島市教育委員会 浅子 藤郎 教育長を提案いたし ます。以上でございます。

(司会)

ただいまの事務局案でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(司会)

それでは、委員総員によりご承認いただきましたので、今後の進行は、朝倉会長に議長を、浅子副会長に副議長をお願いいたします。

なお、本日は浅子副会長が欠席のため、鶴ヶ島市教育委員会教育長職務代 理者 石澤 良浩 様に代理として副議長をお願いいたします。

(会長)

改めまして、会長及び議長を務めさせていただきます、ふじみ野市教育委員 会教育長 朝倉 孝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の第1回教科用図書採択協議会につきましては、平成30年度から使用する小学校用道徳の教科用図書を選定するに当たり、協議会としての決め事を定める会議でございます。

会議を円滑に進めていくため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(副会長)

副議長となりました鶴ヶ島市教育長職務代理者の石澤 良浩と申します。よろしくお願いいたします。

(3)協議3

第10採択地区教科用 図書採択協議会の公開・ 非公開について

(議長)

それでは協議を続けさせていただきます。

はじめに、第10採択地区教科用図書採択協議会の公開・非公開について確認をいたします。要綱の第11条の協議会の公開について、「協議会は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と書かれております。会議は原則として「公開」となりますが、本日並びに第2回、第3回採択協議会の協議を進める上で「非公開」とすべき項目があるか確認したいと思います。

資料の6ページをご覧ください。

第1回採択協議会の協議1、協議2につきましてはすでに、承認していただきましたが、以下の内容において、非公開とすべきものがあるかどうか、確認をしておきたいと思います。この件について、事務局からの提案をお願いいたします。

(事務局)

教科書をめぐる様々な課題がある中で、今後の教科用図書採択では、 今まで以上の公正・公平性、透明性が求められます。一昨年度の教科用図 書採択の際、第10採択地区では、専門員・事務担当者への外部からの接 触を防ぐため、一部非公開としておりました。しかし、埼玉県教育委員会が 作成したリーフレットやガイドラインを通して教職員が研修を積んだことで、 専門員、事務担当者の意識が高まっていることや、教科書会社から接触が あった場合の対応方法などガイドラインに沿って対応することができ、その 事実についても速やかな報告を義務付けていることや、ガイドラインでも積 極的に公開するよう示してあるという理由から、今回の採択協議会では、更 なる公正、公平性、透明性を高めるため、全て公開とすることを提案いたし ます。なお、専門員の調査結果の報告や質疑、また、第10採択協議会での選定結果を皆様に伝える際など、教科書名や教科書会社のお名前が出てくる場合におかれましては、昨年同様にA社の教科書のように名前を伏せて進めさせていただくことを併せて提案させていただきます。

以上でございます。

(議長)

今、事務局から、今回の教科用図書採択協議会につきましては、全て会議は公開とするとの提案と、その際にも教科書名等は出さずにA社、B社という形ですすめたいという提案がありました。ご意見はいかがでございますでしょうか。

(委員) (特になし)

(議長)

よろしいでしょうか。

それでは協議3について、決をとらせていただきます。第10採択地区教 科用図書採択協議会は全て公開とさせていただくことについて、多数決で 決定しますので挙手をお願いします。

いかがでしょうか。

(委員) (全員挙手)

(議長)

本日は、鶴ヶ島市さんの浅子教育長さんがご欠席ですので、それ以外の 方全員が賛成と認め、協議3、第10採択地区教科用図書採択協議会では全 て公開とさせていただきます。

また、教科書会社名を伏せて会を進めることについて多数決でこれも決定しますので賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (全員举手)

(議長)

同じく、賛成総員と認め、協議3、第10採択地区教科用図書採択協議会は教科書会社名を伏せて会を進めることといたします。

(案)の文字を消してくださいますようお願いします。

(議長)

それでは、協議4について、事務局より提案をお願いします。

(4)協議4

第10採択地区専 門員・事務担当者の 委嘱について

(事務局)

資料の7ページをご覧ください。協議4 第10採択地区専門員・事務担当者の委嘱につきまして、各市町から専門員を1名ずつ推薦していただきました。

また、専門員長として校長先生に入っていただいております。そして、

円滑な調査研究ができるように連絡調整役が必要なため、指導主事を1名 事務担当者として配置することを提案いたします。

以上でございます。

(議長)

事務局から協議4につきまして説明がございましたが、各市町からの推薦に基づいて、専門員等も割り振られているとのことでございます。ご覧になっていただきたいとおもいます。又、専門員長に校長が入っており、代表者を担っております。さらに、指導主事が事務担当者として配置されております。以上の点を加味して委嘱についてのご提案がありました。ご意見等をいただきたいと思います。まず確認のため、ご意見があればお願いします。

初めてご覧になると思いますので、少しご覧いただけたらと思います。

(委員) (特になし)

(議長)

何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、協議4、第10採択地区教科用図書採択協議会専門員・事 務担当者の委嘱について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (全員举手)

(議長)

賛成総員と認め、協議4、第10採択地区教科用図書採択協議会専門員・事務担当者の委嘱の件につきましては原案のとおり承認されました。案の字を消していただきたいと思います。

(5)協議5

第10採択地区教 科用図書採択協議会 予算について

(議長)

続きまして、協議5に入ります。第10採択地区教科用図書採択協議会予算について協議をいたします。事務局から提案をお願いします。

(事務局)

資料8ページをご覧ください。協議5 第10採択地区教科用図書採択協議会 予算でございます。収入の部について、要綱の第15条に基づき、各市町から 負担金として、1万円ずつ拠出いただき、7万円を計上しております。また、昨年 度からの繰越金が 63,032 円とその利息が 6 円ありましたので、合計 133,038 円を収入の部に計上しております。

支出につきましては、会場借り上げ料などの会議費、消耗品購入のための需用費、備品購入費、予備費などの支出を予定しております。以上でございます。

(議長)

協議5、第10採択地区教科用図書採択協議会予算について、何かご質問等

ございますでしょうか。

(委員)(特になし)

(議長)

続いてご意見等はございますでしょうか。

(委員)(特になし)

(議長)

それでは、決をとらせていただきます。協議5 第10採択地区教科用図書採 択協議会予算については、原案のとおりでよろしいでしょうか。 賛成の方、 挙手 をお願いします。

(委員)(全員挙手)

(議長)

賛成総員と認め、原案の通り承認されました。案の字を消してください。

(6) 協議6

今後の教科用図書 採択に係る日程につ いて

(議長)

続いて協議6 今後の教科用図書採択に関わる日程について協議します。 事務局から提案をお願いします。

(事務局)

資料の9ページをご覧ください。協議6 今後の教科用図書採択に関わる日程についてでございます。本日が4月21日で表の一番上にございます。

第2回採択協議会が行われるまでに、専門員の調査、教科書展示会、各学校 ごとの研究がございます。

専門員会の実施日等は、教科書調査・研究における静謐な環境を保つ観点から、空欄とさせて頂いております。専門員会の日程につきましては、調整後改めて送付させて頂きます。

また、教科書展示会でございますが、三芳町役場、坂戸市教育センターの2箇所におきまして、6月17日から7月上旬にかけて14日間の開催を予定しております。

その後、第2回採択協議会、第3回採択協議会を予定しております。第2回採択協議会は7月第2週目に、第3回採択協議会は7月第4週目に予定しております。現在、各市町の教育委員会で日程の確認を行っておりますので、こちらにつきましては、決まり次第通知でお知らせいたします。

第2回採択協議会では、専門員長から教科書の調査結果を報告していただきます。その後、その内容を各市町の教育委員会議で確認をしていただき、調査結果に対する質問などを確認していただきます。

第3回採択協議会では各市町の教育委員会議で出された質問に対して、専門員長から回答をしていただきます。そして、教科書の選定を行います。

8月上旬までに各市町におきまして、教育委員会議を開催していただ

き、第3回採択協議会の選定結果を踏まえて、採択をしていただきます。結果について事務局に報告をお願いします。以上、提案させていただきます。

(議長)

ただいま、事務局から提案がございました。

私のほうから確認なのですが、この採択協議会の解散の時期、終わりの 時期を確認しておきたいと思います。県の教育委員会への報告を持って解散と することで、よろしいか。

(委員)

大丈夫です。

(議長)

それも含めて、この第10採択地区協議会は、県への報告までが採択協議会が機能するということの確認をしておきたいと思います。

それでは、ご質問等があれば、お願いいたします。

(委員)(特になし)

(議長)

ご意見はいかがでしょうか。

(吉澤委員)

それぞれの第2回、第3回の採択協議会、それから8月上旬までの委員会等の各市町の議決がございますが、先ほど各教育委員会同士で色々情報交換などで日程をつめているというお話がございましたが、ぜひそこのところ、色々な行事等が入って、大事な会ですので、できるだけ出席できるよう調整を大変だと思うのですが、お願いいたします。

(議長)

今、越生町の吉澤教育長様のほうから、この出席というのは、各市町の教育委員会議に全員が出席してという趣旨でよろしいでしょうか。

(吉澤委員)

はい。それと第10採択協議会もです。

(吉澤委員)

今、2週目とか4週目とかまだ調整している最中だとは思いますので。

(議長)

大事な会だと思いますので、全員が、各市町2名ずつが参加できるような形で日程調整を事務局のほうでよろしくお願いします。

(事務局)

はい。わかりました。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(委員)(特になし)

(議長)

よろしいですか。

それでは、この協議6 第10採択地区教科用図書採択協議会に関わる日程 については、原案賛成の方、挙手をお願いします。

(委員)(全員举手)

(議長)

賛成総員と認め、原案は承認されました。案の字を消してください。

(7)協議7 教科用図書の選定 の方法について

続いて協議7 教科用図書選定の方法について協議をいたします。事務局より提案をお願いします。

(事務局)

資料の10ページ、教科用図書の選定方法についてでございます。要綱第12条に係る内容となっております。教科書の選定方法につきましては、平成28年度使用中学校教科用図書の選定と同じ方法で行いたいと考えております。教科書選定用紙といたしまして、使用するものを資料にのせてございます。第2回採択協議会で専門員長が、教科用図書の調査研究結果の報告発表を行い、第3回採択協議会で質問と協議を経た後、委員の皆様に1社を選定をしていただきます。その際、各委員の皆様が相応しいと思われる教科書につきまして、選定用紙の左側の「選定」欄に○印を記入していただき投票する形式です。

以上が提案でございます。

(議長)

今事務局のほうから、第2回の採択協議会で専門員長が教科用図書の調査・研究結果の報告・発表を行い、第3回採択協議会で質問と協議を経た後と言っておりましたが、第2回も当然ながら質問がありますよね。

(事務局)

はい。

(議長)

そこを確認しておきます。第2回においても当然、その場において専門員長 等に質問ができるということを含めて行いたいと思います。

それでは、今提案がありました選定方法についてご質問等があれば、お願い します。

(委員)(特になし)

(議長)

これも付け加えますけれども、先ほど平成28年の中学校教科書採択のときと同じように、いわゆる教科書会社名をA社、B社、C社、D社というように行うということでございます。

ご意見、いかがでしょうか。

(委員)(特になし)

(議長)

よろしいでしょうか。

それでは、決をとります。協議7 教科用図書の選定の方法については、原 案のとおりでよろしいでしょうか。 賛成の方、 挙手をお願いします。

(委員)(全員挙手)

(議長)

賛成総員と認め、原案は承認されました。案の字を消してください。

(8) 協議8

学校における研究 結果の聴取について

(議長)

それでは、協議8 学校における研究結果の聴取について協議をいたします。事務局より提案をお願いします。

(事務局)

それでは、資料11ページ、協議8 学校における研究結果の聴取をご覧ください。要綱第9条に基づきまして、教科書展示会において、各小学校の教職員に、それぞれの教科書の調査研究をしていただく、用紙でございます。各学校から出された意見につきましては、各市町で集計または集約し、事務局まで報告していただきます。それを事務局で取りまとめて、次回の教科用図書採択協議会の資料とするものです。以上でございます。

(議長)

7市町の研究結果について、提出を受け、選定の際の参考資料とする。という説明がありました。これについて、質問いかがでしょうか。

(委員)(特になし)

(議長)

引き続いて、ご意見いかがでしょうか。

(委員)(特になし)

(議長)

よろしいでしょうか。

それでは、決をとらせていただきます。協議8 学校における研究結果の聴 取については、原案のとおりでよろしいでしょうか。賛成の方、挙手をお願いし ます。

(委員)(全員挙手)

(議長)

賛成総員と認め、原案は承認されました。それでは、案の字を消してくださ

最後になりました。続いて、協議9 保護者等の意見・感想の聴取について、

(9)協議9

保護者等の意見・ 感想等の聴取につい 7

事務局より提案をお願いします。

(事務局)

資料12ページ、協議9 保護者等の意見・感想の聴取についてでございま す。要綱の第10条には、協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、教科 書展示会における保護者等の教科用図書に対する意見・感想等を求めるものと するとあります。教科書に対する意見、感想等を、広く教職員以外からも聴取す るため、教科書選定の参考資料にしたいと考えております。保護者代表の方に つきましては、各市町の教育委員の中に保護者代表の方がいらっしゃいます。 その方に教科書展示会場へ行っていただき、意見・感想等を記入していただき ます。これらを保護者の意見として次回の採択協議会の資料とするものです。 以上でございます。

(議長)

それでは、協議9につきまして、ご質問はありますでしょうか。

(委員)(特になし)

(議長)

続いて、ご意見いかがでしょうか。

(委員)(特になし)

(議長)

よろしいでしょうか。

それでは決をとらせていただきます。協議9 保護者等の研究結果の聴取に ついては、原案のとおりでよろしいでしょうか。賛成の方、挙手をお願いします。

(委員)(全員举手)

(議長)

賛成総員と認め、原案は承認されました。案の字を消してください。 これで、予定された協議は終了となりました。表紙の(案)を消してください。

(議長)

それでは、事務局から、その他の協議事項はありますでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

それでは、全ての協議事項が終わりましたので、以上をもちまして、議長の任 を解かさせていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。

6 諸連絡

(司会)

それでは、諸連絡に移ります。事務局よりお願いします。

(事務局)

連絡事項を3点お伝えします。

1点目、第2回、第3回採択協議会につきましては、現在日程、場所を調整中でございます。調整の上、各市町に通知にて連絡させて頂きます。

2点目は、後日、各市町の負担金の振込依頼文書を送付させていただきます。

3点目でございますが教科書展示会は、坂戸市教育センター、三芳町役場を 会場として行います。各市町で周知をお願いいたします。

(司会)

ただいまの諸連絡につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(委員)(特になし)

7 閉 会

(司会)

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第1回第10採択地区教科用図書採択協議会を閉会といた します。皆様、長時間の会議ありがとうございました。